

子どもの転落防止対策 最終とりまとめ

令和5年11月

名古屋市

目 次

- 1 趣旨
- 2 防止策の対象
- 3 防止策を検討・実施する上で考慮する視点
- 4 防止策の基本的な考え方
- 5 関係局とその主な役割
- 6 具体的な防止策の実施

1 趣旨

- ・ 今年の3月に、子どもがマンションの7階から転落する事故が発生した。
- ・ こうした転落事故を繰り返さないために、過失又は自らの意思による子どもの建物からの転落リスクを検証し、有識者の意見も取り入れながら、効果的な防止策を検討する。
- ・ 検討内容を基に、具体的な施策を早急に取りまとめ、関係各局において対応していく。

2 防止策の対象

- (1) 建物の窓やベランダ、開放性のある共用廊下・階段、屋上等からの
- (2) 過失又は自らの意思による子どもの転落リスクについて、
- (3) 当該建物に求められる本来的な機能や防災安全性を損なわない範囲でリスクの最小化を図るための
- (4) 主に物理的な対策（転落リスクをはらむ開口部等の閉鎖や子どもによる使用・立入の制限等）

3 防止策を検討・実施する上で考慮する視点

- (1) 建物本来の機能を前提としつつ、その使い方をコントロールする方策を、
- (2) 子どもの発達段階に応じて検討し、
- (3) 子育て世帯の目に留まる効率的・効果的な啓発を図りながら、
- (4) 公民が連携して、出来ることから順次実施

4 防止策の基本的な考え方

子どもから一瞬たりとも目を離さないことは、現実的ではない。
そのため、建物からの転落事故が発生するリスクを減らす環境づくりを、子どもの見守りと併せて実施する。

(1) 建物からの転落事故が発生するリスクを減らす環境づくり

建物本来の機能を維持しつつ、建物の使い方をコントロールする補助錠の設置等を進める

ア 子どもが勝手に窓を開けたり、ベランダに出たりしないように、窓には補助錠を付ける。

イ 窓やベランダの手すり付近に、足場になるようなものを置かない。

ウ 窓、網戸、ベランダの手すり等に劣化がないか、定期的に点検する。

(2) 子どもの見守り

「昨日は出来なかったことが、今日は出来るようになることもある」という意識を持って見守る

ア 小さな子どもだけを建物内に残して、外出しないようにする。

イ 窓を開けた部屋やベランダでは、小さな子どもだけで遊ばせないようにする。

ウ 窓枠や出窓に座って遊んだり、窓や網戸に寄りかかったりさせないようにする。

5 関係局とその主な役割

◎：事務局、○参加局、□情報共有局

関係局	主な役割
○ スポーツ市民局 消費生活課	・ 市民に対する子どもの転落事故防止策に関する周知・啓発
○ 健康福祉局 健康増進課	・ 自殺防止にかかる取組・周知・啓発、相談受付等
○ 子ども青少年局 子育て支援課 子ども福祉課 保育運営課	・ 保育所、児童相談所等での防止策の現状把握、周知・対応 ・ 子どものいる世帯への防止策の周知・啓発等
◎ 住宅都市局 建築指導課	・ 検討の取りまとめ ・ 建築物の物理的対策に関する情報収集、周知・啓発
○ 教育委員会事務局 学校施設課	・ 市立・私立幼稚園、市立小学校等での防止策の現状把握、周知・対応
□ 消防局 総務課	・ 子どもの転落に係る救急搬送の現状把握

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

住 宅	多数の者が利用する 建築物	子どもが利用する施設	
		本市所管施設	民有施設
①市民等への情報提供・注意喚起 (関係局)			
②子どものいる世帯への補助錠の配付等による啓発 (住宅都市局)		③施設の現状把握・追加対策の検討 (子ども青少年局・教育委員会事務局)	

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

①市民等への情報提供・注意喚起

（スポーツ市民局・健康福祉局・子ども青少年局・住宅都市局）

【住宅・多数の者が利用する建築物】《着手済 1/2》

- ・市消費生活センターくらしのほっと通信「家の中には危険がいっぱい(No.92)」やウェブサイト（情報ナビ）「STOP！子どもの転落事故」による情報提供
- ・リーフレット「子どもの転落事故に注意！」による注意喚起
- ・市公式ウェブサイト「子どもの健康」や「住まいの安心・安全」による情報提供
- ・市公式LINE子育て情報にて注意喚起
- ・消費生活月間（令和5年5月）での啓発
- ・子どもの事故防止週間（令和5年7月17日～23日）での啓発キャンペーン、大型映像装置や子ども青少年局公式X（旧ツイッター）での啓発
- ・子どもの事故防止週間の啓発キャンペーンにおける自殺対策事業周知啓発グッズ「こころの絆創膏」の配付

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

①市民等への情報提供・注意喚起

（スポーツ市民局・健康福祉局・子ども青少年局・住宅都市局）

【住宅・多数の者が利用する建築物】 ≪着手済 2/2≫

- ・ 民間事業者と連携した周知啓発の協力依頼
- ・ 「なごや妊娠・出産・子育て応援ブック」での情報提供
- ・ 「ナゴヤわくわくプレゼント事業」お知らせメールでの注意喚起
- ・ 「なごや子育てアプリNAGOMii(なごみー)」プッシュ通知での注意喚起
- ・ 市子育て講座等での注意喚起
- ・ 消費生活フェア（令和5年11月）での啓発
- ・ 子どもの転落防止対策に係る注意喚起のポスターの作成
- ・ 市営住宅及び定住促進住宅の全住棟への注意喚起のポスターの掲示

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

①市民等への情報提供・注意喚起

（スポーツ市民局・健康福祉局・子ども青少年局・住宅都市局）

【住宅・多数の者が利用する建築物】《今後予定》

- ・ 子どもの転落防止対策に係る啓発動画の作成
- ・ 啓発動画への2次元コードを掲載したチラシを保健センター等で配付するとともに、母子保健事業等の機会をとらえて啓発動画を放映
- ・ ゲートキーパー研修や自殺予防講演会等での啓発
- ・ 建物管理者に対する注意喚起の実施

①市民等への情報提供・注意喚起（子ども青少年局・教育委員会事務局）

【子どもが利用する施設】《着手済》

- ・ 保育所をはじめとする子どもが利用する施設等の運営責任者を対象とした会議や研修会等で、事故防止対策の徹底を依頼
- ・ 市立幼稚園、学校長に対して、施設の日常点検・定期点検の徹底を依頼

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

②子どものいる世帯への補助錠の配付等による啓発（住宅都市局）

【趣旨】

- ・ 子どもから一瞬たりとも目を離さないことは現実的ではないことから、転落事故が発生するリスクを減らす環境づくりとして、子育て世帯に窓への補助錠の設置等を促すことが必要。
- ・ そのため、子育て世帯に対して、試供品として補助錠の実物1個を提供するとともに、リーフレットの送付やアンケート実施、動画視聴などによる啓発を行う。

【対象世帯】

市内に居住する0歳から6歳未満の子どもがいる世帯

【実施時期】

できるだけ早期に実施

6 具体的な防止策の実施

(1) 令和5年度中着手の防止策（今後予定を含む）

③施設の現状把握・追加対策の検討（子ども青少年局・教育委員会事務局）

【趣旨】

- ・ 局所管施設等において、子どもが安心して安全に利用できるよう、転落防止対策の安全確認のポイントを示したうえで、現在の対策状況を確認するとともに、追加で対策が必要な箇所数等の報告を依頼する。
- ・ 上記により把握した状況を踏まえて、必要な転落防止対策を検討する。

【実施時期】

令和5年8月～ 各施設等に対し調査票を送付し、報告を依頼

6 具体的な防止策の実施

(2) 引き続き検討する防止策

住 宅	多数の者が利用する 建築物	子どもが利用する施設	
		本市所管施設	民有施設
①市民等への情報提供・注意喚起 (スポーツ市民局・子ども青少年局)			
②子どものいる世帯 の住宅改修等への 助成 (住宅都市局)		③子どもが利用する施設等への対応 (子ども青少年局・教育委員会事務局)	
④建物の設計者・管理者への防止策の周知 (住宅都市局・健康福祉局)			
⑤建物からの子どもの転落防止策の推進に関する 基本的な考え方や関係者の役割等を定める条例の検討 (関係局)			

6 具体的な防止策の実施

(2) 引き続き検討する防止策

①市民等への情報提供・注意喚起（スポーツ市民局・子ども青少年局）

- ・ 市民に対する子どもの転落事故防止策に関する周知・啓発を引き続き実施。
- ・ 子どものいる世帯への補助錠の配付等による啓発の趣旨を踏まえ、既存事業を活用し、子育て世帯へ自身で選択した事故防止グッズを配布することで、転落防止をはじめとした子どもの事故防止全般に対する意識を高めるための啓発を実施。

②子どものいる世帯の住宅改修等への助成（住宅都市局）

- ・ 子育て世帯に対して、住宅内で子どもの事故が発生するリスクを減らす環境づくりを促すためには、子育てに適した住環境の整備に資する住宅改修等を支援することが必要。
- ・ そのため、子育て世帯等が自ら居住する住宅の安全性向上を図ることを目的として実施する住宅改修等に対して、その費用の一部を助成。

③子どもが利用する施設等への対応（子ども青少年局・教育委員会事務局）

- ・ 局所管施設等において、令和5年度実施の現状把握・追加対策の検討を踏まえ、それぞれ必要な転落防止対策を実施。（民間施設への補助を含む。）

6 具体的な防止策の実施

(2) 引き続き検討する防止策

④建物の設計者・管理者への防止策の周知（住宅都市局・健康福祉局）

- ・ 子どものいる世帯が住宅を建てる際等に、転落防止対策の重要性や建築計画の助言等を設計者が行うことができるように、建物設計者の団体等を通じて普及・啓発。
- ・ 転落につながるリスクが高い場所にアクセスしやすい状況にあると、希死念慮がある方が自らの意思による転落に至るリスクが高まるため、アクセスしにくい状況にするよう建物設計者・管理者の団体等を通じて周知・啓発。

⑤建物からの子どもの転落防止策の推進に関する基本的な考え方や関係者の役割等を定める条例の検討（関係局）

- ・ 建物からの子どもの転落事故を防ぐためには、子どもの見守りと併せて、事故が発生するリスクを減らす環境づくりを社会全体で進める取組みが重要。
- ・ 本市が転落防止対策の普及啓発等の施策を総合的に推進するとともに、保護者や建物所有者等が子どもによる建物の使用の適切な管理に努めるなど、関係者の責務を整理。
- ・ 建物からの子どもの転落事故の防止について様々な対策が確立するとともに、その対策に社会全体で取り組むことについて市民の理解が得られた段階で、制定を検討。

<参考資料>

- 1 とりまとめの経緯
- 2 子どもの転落防止対策懇談会委員名簿
- 3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見
- 4 関係者ヒアリングでの主な意見
- 5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解
- 6 事故事例の件数(国土交通省・消防局)
- 7 子どもが利用する施設の現状(子ども青少年局・教育委員会事務局)
- 8 保育所の安全対策状況等(子ども青少年局)
- 9 令和5年度子どもの事故防止週間の取組み
- 10 その他の取組み

1 とりまとめの経緯

令和5年3月24日	子どもがマンションの7階から転落する事故が発生
令和5年5月30日	第1回 子どもの転落防止対策懇談会 開催
令和5年8月30日	第2回 子どもの転落防止対策懇談会 開催
令和5年9月29日	中間とりまとめの公表
令和5年11月7日	第3回 子どもの転落防止対策懇談会 開催
令和5年11月30日	最終とりまとめの公表

2 子どもの転落防止対策懇談会委員名簿（敬称略） ◎：座長、○：事務局

区分	氏名	役職等
有識者	◎井澤 知旦	名古屋学院大学名誉教授
	岩城 善之	消費者被害防止ネットワーク東海理事 愛知県弁護士会消費者委員会委員長
	北島 みどり	東海学園大学学務部キャリア開発センター参与
	太幡 英亮	名古屋市立大学芸術工学研究科教授
行政	三輪 繁裕	名古屋市スポーツ市民局市民生活部消費生活課長
	高木 慶太	名古屋市健康福祉局健康部健康増進課主幹(精神保健・いのちの支援)
	榛村 愛	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子育て支援課長
	松岡 康弘	名古屋市子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課長
	永井 悦子	名古屋市子ども青少年局保育部保育運営課主幹（保育事業）
	○井上 智	名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課長
	加藤 久	名古屋市教育委員会事務局総務部学校施設課長

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第1回懇談会】

事故の事例・現状の把握について

- ・ **【太幡委員】** 東京の方がより事案が多いので、統計的な資料はこれらを参考にして、名古屋市としても対策を打っていくことが大事。
- ・ **【岩城委員】** 今年の3月の事故もだんだん記憶が薄れていくので、一般市民の中に事故の記憶があるうちに、正しい事故の原因とその事故の対応を伝えることが必要。
- ・ **【井澤座長】** 転落防止について、海外の事例はどのようなものがあるのか。参考になるものは積極的に取り入れた方がいい。
- ・ **【太幡委員】** 保育所の写真を見ていると、意外と結構、物があつたりするので、早期にぜひ気をつけていただきたい。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第1回懇談会】

市民等への情報提供・注意喚起について

- ・ **【北島委員】** 子どもの特性や発達という視点をベースに置きながら、ハードとソフトが一体となった検討が必要。チラシを配るだけでは、伝えたいことが届かない。
- ・ **【井澤座長】** 赤ちゃん用品を販売している民間の店舗とタイアップしながら、補助錠のかけ方や注意啓発をおこなえるような、民間協力も必要ではないか。
- ・ **【太幡委員】** 保健センターでの乳幼児健診の際に、動画で注意喚起ができるといいのではないか。
- ・ **【岩城委員】** 事故の記憶が薄れる前に、情報提供できるものは、その都度発信していく方がいい。それを動画などで流すと、保護者は見ていくと思う。
- ・ **【井澤座長】** 動画はインパクトがある。保健センターで、待ち時間を含めて、注意喚起や意識啓発もできるのでは。
- ・ **【太幡委員】** 保健センターには乳幼児健診で3回行くので、その機会を生かす。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第1回懇談会】

転落防止策の促進について

- ・ **【井澤座長】** 補助錠の配付は、それを機能させるために、啓発や意識そのものを高めていく工夫とセットでやっていかなければいけない。
- ・ **【井澤座長】** 事故防止用具の配付は、引き出しをあけて、それを足場にしていくという場合もあるので、引き出しのロックはそれなりに効果があるのかもしれない。
- ・ **【井澤座長】** 住宅については、個別の補助がいろいろあるが、一括してはどうか。工事をするなら、一括で誘導していくような対応もあれば効果的では。
- ・ **【井澤座長】** 圧倒的に民間施設が多いので、状況把握は、民間の協力を得るなり、あるいは条例で出してくださいねと整理しないといけないのかもしれない。
- ・ **【井澤座長】** 義務的な重いものから、推奨していくというもののまで、いろいろなレベルのものが、条例の中に組み込もうと思ったら組み込める。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第2回懇談会】

市民等への情報提供・注意喚起について

- ・ **【北島委員】** 子どもの事故防止週間で行った民間商業施設での啓発活動は、とてもいい取組み。顔を合わせることで、一方通行にならず意思疎通が伝わりやすく、相手の反応もよく分かったのでは。今後も、継続できるといい。
- ・ **【井澤座長】** 民間の協力を得ないと行政だけでは限界があるので、民間商業施設での取組みは、今後の展開のためにはよかったと思う。ベビー用品を置く店舗などでも展開できるとよい。
- ・ **【井澤座長】** 今後、住宅の新築がどれだけあるかにもよるが、既存住宅が圧倒的に多い。その中で、子どものいる家庭に対してどう対応するのか、啓発も含めて転落防止策をいろいろ考えていく必要がある。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第2回懇談会】

補助錠の配付による啓発について

- ・ **【北島委員】** 発育の観点からみると、乳幼児期は体の動きも判断力も未熟なので、補助錠で環境を整えることは大事。今年度まずは着手する施策として、対象年齢は妥当。配付後に、本当に活用されているか、市民の意識や行動やどう変わったのか、しっかりと検証してほしい。
- ・ **【太幡委員】** 補助錠の設置は効果があるが、一方で、頻繁に開閉するベランダなどの窓に補助錠を設置することは、使い辛さに繋がる。実際の反応や利用状況を踏まえて議論が必要。また、今後の継続性についても、早い段階で議論してほしい。
- ・ **【岩城委員】** 配付した補助錠が不用になった場合や、既に設置済の場合、そもそも要らない場合などへの対応として、回収するというところまで考えて制度設計をした方がいいのでは。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見 【第2回懇談会】

手すりの高さや転落防止柵の設置に関する規制について

- ・ **【井澤座長】** 手すりについては、関係者から、踏み台があれば越えられてしまうので、単に高さを高くするだけではあまり意味がないという意見が出ている。踏み台になるものを置かないという話になると、単なるハードではなく、啓発もやらないといけない。啓発は非常に重要。
- ・ **【井澤座長】** 転落防止柵の設置に関するニューヨークの取組み事例については、そのまま日本には応用できないという実態が分かった。子どもの命を守ることと、火災になった時の救助の問題も含めて、総合的な視点で、どう我々の命、子どもの命を守っていくのか、という組立てが非常に重要。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第2回懇談会】

子どもが利用する施設の現状把握・追加対策の検討について

- ・ **【北島委員】** 確認作業を現場で確実に実施するためには、現場職員の負担が大きくならないように工夫し、フローチャートなどで分かりやすくすることが必要。こういった確認で、改めて日頃から危険がないか注意する意識が高まるのではないかな。
- ・ **【北島委員】** 子どもの年齢や発達状況によって、確認ポイントや対策は変わってくる。体の動きや判断力などが未熟な乳幼児には、やはり、より物理的な対策もしなければならぬ。状況が異なるので一律とはいかないが、しっかりやってほしい。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第2回懇談会】

子どもに対する安全教育について

- ・ **【北島委員】** 施設の調査に加え、学校での安全教育が極めて大事。例えば、子どもたちと一緒に校内の安全点検をすることで、危険な場所について子どもたちが気づき、子どもたちが自ら危険を予測して安全に配慮した行動することにも繋がっていくのでは。
- ・ **【北島委員】** 子どもが体験した安全教育を家庭に持って帰ることで、保護者の啓蒙にもなる。さらには、子どもたちが将来大人になり、親になったときに、学校での体験・経験が生かされて、子どもを守るために適切な行動がとれるようになる。
- ・ **【太幡委員】** 子どもが小学校に上がった時に、自分で補助錠を学校に持って行って返却する仕組みがあってもいいのでは。そして、それを小さな子供のいる世帯に再配付する仕組みを盛り込むだけでも、教育効果が子どもの側から広がっていくのでは。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第2回懇談会】

建物からの子どもの転落防止策の推進に関する条例の検討について

- ・ **【岩城委員】** 本来的には法令で定める方がいいが、本市の取組みでそういった基本理念を定めるということであれば、関係者の役割が定まるのでいいのではないかな。
- ・ **【井澤座長】** 中身は、基本的な考え方と関係者の役割責務という基本理念的なもので、どういう形で効果ある条例として運用していくのかが大きなテーマになる。
- ・ **【井澤座長】** 例えば、条例に書けるならば、子どもに対する安全教育についても書いたらどうか。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第3回懇談会】

市民等への情報提供・注意喚起について

- ・ **【北島委員】** 子どもの特性・発達に応じて注意すべきものは変わっていくので、子どもがまだ動き出す前から、身近に潜む様々な危険に備えなければならないことを知ってもらうことは大切なこと。既存事業を活用して、安全対策の基礎知識を得ていただくと同時に、安全意識が備わるような伝え方も工夫してほしい。
- ・ **【太幡委員】** 既存事業を活用して、補助錠以外にも子どもの安全グッズを配付することは大事なこと。そうしたグッズを周知するために、こんなものが市販されているという見本コーナーを作って知らせるような取組みもあるのでは。
- ・ **【太幡委員】** ネット広告でベビーグッズのページとリンクするなど、色々工夫しないと情報が届かない。日本語が分からない方への配慮も必要。また、小児科で配付したり、地下鉄や市バスの広告に入れたりすると、目にする機会が増えるのでは。
- ・ **【岩城委員】** 補助錠は防犯グッズなので、子どもの事故防止用具の販売コーナーには置いてないと思う。販売業者に対して、これはこういう用途にも使えると周知し、消費者が買いに行く時に探しやすいようにまとめてもらうといいかなと思う。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第3回懇談会】

子どものいる世帯の住宅改修等への助成について

- ・ **【井澤座長】** 東京都の場合はマンションが多いので共同住宅を対象にしているのであろうが、名古屋市の場合は、戸建て住宅の割合が東京都よりも大きい。2階からの転落であっても、落ち方や打ちどころによっては大事につながるので、戸建て住宅の対策も考えておく必要がある。

子どもが利用する施設等への対応について

- ・ **【北島委員】** 調査が完了していないところは、施設側にも協力していただいて、できる限り早期に状況を把握してほしい。どの施設においても、子どもがまず安全に過ごすことができ、そして、施設に預ける保護者の方も安心できるような物理的な対策をしっかりと進めてほしい。
- ・ **【北島委員】** 対策を進めることで、子どもたちを見守っている保育士や教員その他の職員も安心してそれぞれの仕事に打ち込むことができ、子どもの保育や教育、そして処遇の質の向上にもつながる。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第3回懇談会】

建物の設計者・管理者への防止策の周知について

- ・ **【太幡委員】** 空調設備業者やエアコンを設置する電気店への周知も必要。エアコン室外機の設置場所を配慮するだけでも、安全対策になる。

建物からの子どもの転落防止策の推進に関する基本的な考え方や関係者等の役割を定める条例の検討について

- ・ **【岩城委員】** 市としてやれることをやり切らないうちに、いろいろな責務を条例として決めてしまうのはどうかということであるならば、条例検討の時期は、ずらした方がより適切であろうと思う。
- ・ **【井澤座長】** 行政としてやるべきことをやらないで、保護者や施設管理者に責務をかけづらいというのは、そのとおりだと思う。

3 子どもの転落防止対策懇談会での主な意見

【第3回懇談会】

最後に

- ・ **【太幡委員】** 今後の対応状況やアンケート結果について、引き続き教えてほしい。
- ・ **【北島委員】** これまでの庁内の横のつながりを最大限生かして、取組みを継続してほしい。
- ・ **【岩城委員】** 多方面にわたる対策の検討と同じ熱量で、効果の検証にも取り組んでほしい。
- ・ **【井澤座長】** 転落防止に各家庭がいかに取り組んでもらえるか、意識を高めてもらえるか、効果検証をきちんとやりながら、さらに一步前に進めていくという対応が求められる。その中で、条例づくりでの各主体の責務の検討も必要になってくる。
- ・ **【井澤座長】** 子育ては、楽しいものでないと非常にストレスがたまる。みんなで守り育てて、死亡事故をなくしていくような地域的な取組みを含めて、力を合わせてやっていく必要がある。この懇談会は、あくまでもそのきっかけ。これからどう進めていくのか、持ち帰って対応していただけたらと思う。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【住宅都市局関係】

手すりや転落防止柵の設置について 1/2

【子どもの安全対策に取り組むNPO法人】

- ・ 手すりのこういったところにリスクがあるのか、親はよく知らない。
- ・ 手すりの構造や意匠に足掛かりや隙間があったりするなど、危険個所のパターンを啓発しながら、手すりの改修を助成できるといいのでは。

【子どもの安全対策に詳しい小児科医】

- ・ 転落防止柵の設置については、日本では消防上の課題がある。いざという時、取り外せるものでないといけない。
- ・ 手すりの高さについては、子どもが踏み台を持ちだしてしまうと何センチあっても同じ。

【建築関係の学識者】

- ・ 手すりの高さが1.1m以上あったとしても、子どもはそれ乗り越えて、落ちてしまう。建築基準法の手すりの高さに関する規定を改正して、転落防止対策を行なうことは難しい。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【住宅都市局関係】

手すりや転落防止柵の設置について 2/2

【建築関係団体】

- ・ 手すりの高さの規定は、避難時に安全性を確保するための1.1mという考え方である。
- ・ 転落防止柵は、非常用進入口など法的整理が必要になる。消防士の進入を妨げるものに該当するため、窓には付けられない。
- ・ 建築確認申請の既存の枠組みでは、対応ができない。仮に、対応する枠組みをつくっても、既存の建物については審査の機会がない。
- ・ 今回の問題解決について、設計で行うことは難しい。親から子どもへ「落ちたら危険」と伝えてもらうしかない。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【住宅都市局関係】

補助錠の設置・配付について

【子どもの安全対策に取り組むNPO法人】

- ・ とりあえず補助錠を配付するという取組みの方向性は有効だと思う。
- ・ まずはスモールスタートで補助錠を何故付けないのか確認し、補助錠の啓発と配付を組み合わせ、転落防止の環境づくりが重要というメッセージが伝わる有効な方策を探るべき。

【子どもの安全対策に詳しい小児科医】

- ・ 補助錠を配付することは理解が得られやすいと思う。しかし、だんだん慣れてくると、使われなくなる可能性もある。
- ・ 補助錠を窓のデフォルトにしないと、本当の効果が出ない。住宅メーカーとモデルハウスを造れないか考えている。転落防止に有効な対策が、デフォルトで付いているのがよい。

【建築関係の学識者】

- ・ 建築上で対応するのは、色々な規制があるので難しい。やはり、消費者庁が言っているような補助錠の設置、ベランダに足場となるような物を置かない等ということになる。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【住宅都市局関係】

啓発の方法等について

【子どもの安全対策に取り組むNPO法人】

- ・ 様々な啓発リーフレット、動画等を作ってきたが、残念ながら特に反響が大きかったというものはない。
- ・ 予算が限られているので実現できていないが、例えば、若い世代が好きなアニメや芸能人などを活用し、一見娯楽用の動画なのだが、実は注意喚起が含まれているというような突き抜けたものがないのではないかな。

【子どもの安全対策に詳しい小児科医】

- ・ 海外では、補助制度で窓ガードを無料で送ったり、メディアキャンペーンをしたりしている。世論の盛り上がりが大切。
- ・ 名古屋市が進めようとしている補助制度も、方向性は同じだと思う。

【建築関係団体】

- ・ 団体の会報に情報を載せたり、会員に声掛けをしたりすることはできる。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【住宅都市局関係】

子どもへの配慮について

【子どもの安全対策に取り組むNPO法人】

- ・ 配付する補助錠について実際に子どもに使用させてみたり、赤ちゃん訪問の時に取り付けられるか試したり、危険個所を確認したりすると良いのでは。

【子どもの安全対策に詳しい小児科医】

- ・ 転落事故は6歳以下が多い。小学校の高学年に増えるのは、スリルを得ようとして落ちるケース。
- ・ 一般の生徒がうっかり落ちる可能性は低いが、発達が遅れている子どもは注意が必要。

【建築関係の学識者】

- ・ ベランダは、以前は洗濯物を干すだけだったが、最近はテーブルや椅子を置くようになるなど、使い方が変わってきている。
- ・ 子どもは、5歳以上になると分別がつくため、転落する件数は減ってくる。4歳ぐらいまでは親の意識が重要で、安全に対する理解のための啓発活動が必要。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【子ども青少年局関係】

施設におけるヒヤリハットの経験について

【保育所】

- ・ 現状、子どもの事故防止は、各園の日頃の取組みに加え、指導監査等において危険箇所の指摘や対策の有無など確認しているところであり、事例としては少ない。
- ・ 保育上の支援を必要とする児童が、階段の2階踊り場の腰壁に手をかけ上がろうとした。

【児童福祉センター】

- ・ 診察室のベッド、待合室のソファからの転落。

【児童養護施設、乳児院】

- ・ 居室の窓から身を乗り出したり、物を投げたりする。
- ・ 居室の窓から庇に降りてしまう。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【子ども青少年局関係】

現在の対策状況について

【保育所】

- ・ 階段の腰壁に登ることができないように、2階の天井から階段の腰壁に柵を設置した。

【児童福祉センター】

- ・ 廊下の窓や部屋の窓にストッパーを設置（使い勝手や利用者の心理的影響がない程度に対応）。

【児童養護施設、乳児院】

- ・ 居室の窓に、ストッパーを設置。
- ・ 窓の近くに足場になるような物を置かない。

【障害児通所支援事業所】

- ・ 子どもが一人になることがないように、個別援助を行っている。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【子ども青少年局関係】

さらに必要と思われる対策について

【保育所】

- ・ 2階のテラスを活用したいが、柵が低く感じるので、ネットを柵に取り付けて遊ばせている。もう少し高さのある柵だと安心して遊ばせることができる。

【児童福祉センター・乳児院・児童養護施設】

- ・ 職員が子どもの特性（突発的な行動等）の理解を深め、職員間で共有するなど、職員への意識啓発を行う
- ・ 施設等から報告を受けたアクシデント事例、インシデント事例等を分析して、必要な対策等を情報共有することが必要

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【教育委員会事務局関係】

施設におけるヒヤリハットの経験について

【幼稚園】

- ・ 支援を必要とする幼児が、階段の手すりに足をかけて腰壁の上に登ってしまった。
- ・ 支援を必要とする幼児が、近くの手洗いに足をかけて屋上の壁の上に登ってしまった。

【小学校】

- ・ 日ごろの児童への安全指導を徹底しており、危険個所についても個別に対応していることから、事例としては少ない。

【特別支援学校】

- ・ 児童が窓から物を落としたりすることはあるが、転落でのヒヤリハット経験は特になし。

【不登校児童適応相談施設】

- ・ 日常の安全指導に加え、施設職員（相談員）による見守りを行っているため、事例としては少ない。

【野外教育施設】

- ・ 特になし。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【教育委員会事務局関係】

現在の対策状況について 1/2

【幼稚園】

- ・ 支援が必要な幼児に対し、腰壁等に登らないように指導するとともに、幼児がひとりにならないように教職員が付き添っている。

【小学校】

- ・ 手すりや窓などに足をかけたりしないような安全指導を徹底している。

【特別支援学校】

- ・ 窓にストッパー等を設置して少ししか開かないようにしたり、網戸を固定している。
- ・ 屋上やベランダへの出入り口は、常時施錠している。
- ・ 職員が子供の特性（突発的な行動、物を壊すなどの行為）への理解を深め、職員間で共有している。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【教育委員会事務局関係】

現在の対策状況について 2/2

【不登校児童適応相談施設】

- ・ 転落の危険性が高い窓は15センチ程度しか開かないようにストッパーを設置している。
- ・ 2 F 体育館の窓には危険防止のための格子を設置している。

【野外教育施設】

- ・ 危険個所については利用者に対して注意喚起を実施している。
- ・ ベランダには出ないように指導をしている。
- ・ 配慮の必要な児童については、教員同室にしたり開錠防止器具を設置したりしている。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【教育委員会事務局関係】

さらに必要と思われる対策について

【幼稚園】

- ・ 階段の腰壁に登ることができないように、手すりの位置を変えたり、天井から腰壁まで柵を設けたりする。
- ・ 屋上やテラスの壁や柵の高さを高くしたり、足をかけることができる物を移動・撤去したりする。

【特別支援学校・不登校児童適応相談施設】

- ・ 引き続き、職員（相談員）間で児童生徒の特性（衝動性）の理解を深め、共有するなど、職員の意識啓発を行う。

【小学校・野外教育施設】

- ・ 引き続き、児童への安全指導を徹底していくとともに、日常点検等を通じて危険個所には適切に対応する。

4 関係者ヒアリングでの主な意見

【健康福祉局関係】

子どもが利用する施設等管理者への周知啓発について

【自殺予防学を専門とする学識者】

- ・ 子どもの発達を踏まえた転落防止に関する安全教育の啓発を進めることは、結果として自殺防止につながるのではないかと。
- ・ 転落につながる危険な場所にアクセスしやすい状況にあると、希死念慮がある方が自殺に至る危険性が上がるため、アクセスしにくい状況にさせていただくように建物管理者等に注意喚起することは有効ではないかと。

5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解

NHKニュース おはよう日本

「子どもの落下事故 NYでは95%減」

(令和5年4月28日) より

- ・ 1976年から、10歳以下の子どもがいるマンションは、所有者が転落防止対策を行うよう義務付けられている。
- ・ 転落防止策の強度や大きさなどにも細かい基準が設けられ、入居時だけではなく、設置されているか毎年調査が行われているという。
- ・ こうした取り組みによって、転落事故は95%減。

5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解

DAILYSUN NEW YORK

「子どもの落下防止に転落防止柵の設置を 窓開ける夏を前に」
(2018年4月18日) より

- ・ アパートが3戸以上ある建物の所有者は、アパートに10歳以下の子どもが住んでいる場合、全ての窓に転落防止柵を取付けることが義務付けられている。
- ・ 賃借人は、入居する際に子どもが居るか大家に報告する義務があり、契約を更新する際に子どもがどうかを確認した上で、報告書に記入し、建物管理者に毎年2月15日までに提出することが義務付けられている。
- ・ しかし、転落防止柵が適切に設置されていないケースが多く、去年は窓からの転落事故が12件報告されている。
- ・ 保健精神衛生局長は、「転落防止柵一つで救える命がある」とし、子どもたちを守るためにも転落防止柵を設置するよう保護者に訴えた。

5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解

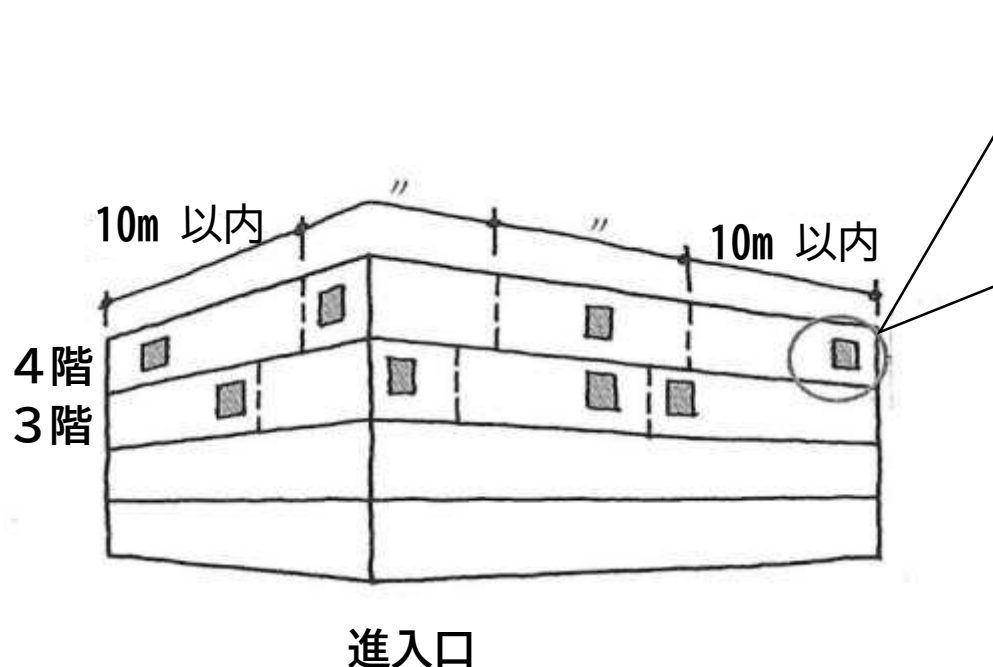
見解1 建築基準法に抵触する恐れ

(1) 非常用の進入口

金属製の格子など屋外からの進入を妨げるものは設置不可

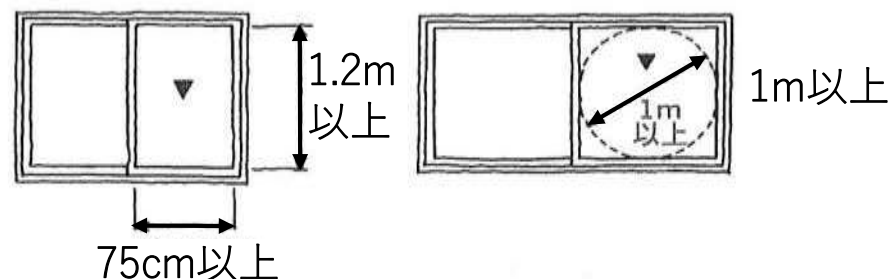
火災時において消防隊がはしご車で建物内の人々を救出したりするための設備

- ・ 高さ 31m以下 の部分にある 3階以上 の階に設ける 開口部
- ・ バルコニーを設置しない普通の窓 の場合、壁面 10m以内毎 に設置



代替進入口（開口部）の大きさ

直径 1 m 以上の円が内接する又は
幅 75cm 以上、高さ1.2m 以上 の開口部



5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解

見解1 建築基準法に抵触する恐れ

(2) 吹きさらしのバルコニーの改修における床面積の増加

既存の建築物で容積率を使い切っているものは違法建築物になる可能性がある



手すりの上部など外気に開放された部分の高さが
1.1m以上でかつ天井高さの1/2以上である場合には、十分な開放性があるとして先端から幅2mの
範囲を床面積に算入していない

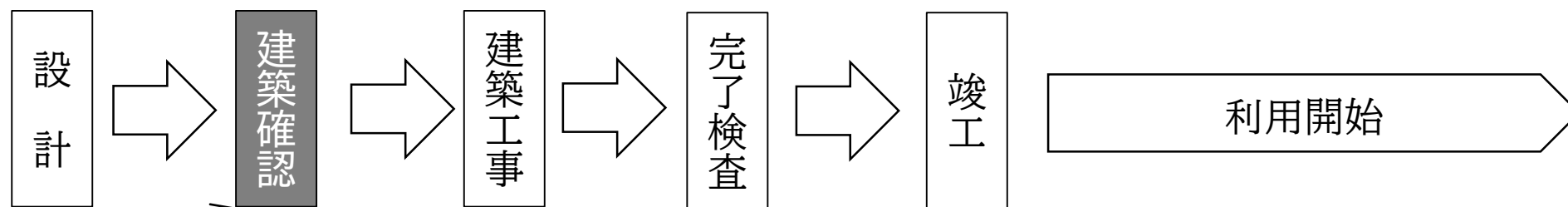
手すり壁を高くする又は転落防止柵を設置する等の
対策に伴って、外気に開放された部分の高さが
1.1m未満又は天井高さの1/2未満になる場合には、
先端から幅2mの範囲も床面積に算入

建物全体の延床面積が容積率制限で許容される範
囲を超えると違法建築物になる

5 アメリカ・ニューヨーク市の事例とそれに対する見解

見解2 転落防止柵の設置を確認する枠組みが必要

建築物の設計から竣工までの流れ



- ・ 建築確認は、建築物の新築、改築、増築などの場合、基準法や条例との適合について建築工事の前に確認を行っている。
- ・ 建築確認で適用される基準の枠組みは、建築物の用途、規模（階数・面積・高さ）、構造に応じて、法令で定められている。
- ・ そうした中で、「子育てをしている者が利用する建築物」という類型は、現行法令上の枠組みには存在しない。

建築確認で転落防止柵の設置を義務付ける場合、法令上の新たな枠組みが必要（建築確認では、既存建築物は対象にならないため、別途の手続がさらに必要）

6 事故事例の件数（国土交通省）

事故報告があった子どもの転落事故一覧（令和3年～令和4年）

年月日	場 所	建築物用途	状 況	被 害	備 考
R04/11/13	青森県内	共同住宅等	共同住宅10階の住戸のベランダから、男児（4歳）が転落した。ベランダに持ち出した椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。	死亡1名	ベランダの手すりの高さは1.24m。
R04/11/05	大阪府内	共同住宅	共同住宅4階の居室の出窓から、男児（2歳）が転落した。出窓が開放されており、誤って出窓から直接転落したものと推測される。	死亡1名	
R04/11/02	千葉県内	共同住宅	共同住宅25階の住戸のベランダから、男児（2歳）が転落した。ベランダの手すりを支柱部分などを使ってよじ登り、ベランダの手すりを乗り越えて、転落したものと推測される。	死亡1名	ベランダの手すりの高さは1.2m。
R04/10/22	東京都内	共同住宅	共同住宅12階の外廊下から、男児（4歳）が転落した。	死亡1名	
R04/03/16	滋賀県内	共同住宅	共同住宅4階の居室の腰高窓から、男児（2歳）が転落した。窓際のこたつの天板を踏み台にして窓を開錠し開放した上で、窓外部の転落防止柵の取り付け部を足がかりとして柵を乗り越えたものと推測される。	死亡1名	居室の床面から窓枠下端までの高さは0.82mであり、腰高窓外部の水平部から転落防止柵の高さは0.86m。
R03/10/13	大阪府内	共同住宅等	共同住宅25階の住戸のベランダから、女児（4歳）が転落した。ベランダに置いてあった椅子を足がかりとして、ベランダの手すりを乗り越えたものと推測される。	死亡1名	ベランダの手すりの高さは1.3m。
R03/09/23	北海道内	共同住宅	共同住宅9階の居室の窓から、男児（4歳）が転落した。窓に設置されている横桟状の3本の手すりを足がかりとして窓から外に出たものと推測される。	死亡1名	居室の床面から窓下面までの高さは0.78mであり、居室の窓には太さ8cmの横桟状の3本の手すりが設置されていた。なお、手すりは10cm間隔であり、3本のうち下端の手すりは床面から0.9mの位置。
R03/08/08	群馬県内	ホテル等	ホテル7階居室の縦滑り出し窓から6歳の子供が転落した。	重傷1名	窓の床面からの高さは68cmであり、ベッドが窓と隣接していた。

6 事故事例の件数（消防局）

乳幼児の墜落事故による緊急出動件数（平成30年～令和4年）

（1）事故発生場所

区 分	一戸建住宅		共同住宅			計
	窓	バルコ	窓	バルコ	その他 (不明含む)	
1 階	4 件	2 件	1 件	件	件	7 件
2 階	4	2	2		2	1 0
3 階				2		2
4 階				1	1	2
5 階				1		1
計	8	4	3	4	3	2 2

注 乳幼児（生後28日以上7歳未満）が窓等から墜落した件数
墜落事故とは、高い所から身体が宙に浮いた状態で落下した事故

6 事故事例の件数（消防局）

乳幼児の墜落事故による緊急出動件数（平成30年～令和4年）

（2）傷病程度（医師初診時）

区 分	軽 傷	中等症	重 症	計
1 階	5 件	1 件	1 件	7 件
2 階	4	6		10
3 階		2		2
4 階	1		1	2
5 階			1	1
計	10	9	3	22

注 軽 傷：入院を必要としない
 中等症：軽傷又は重症以外
 重 症：3週間以上の入院を必要とする

〈参考〉緊急出動件数
 ・令和4年（2022年）中 146,609件
 ・令和3年（2021年）中 123,229件

7 子どもが利用する施設の現状（子ども青少年局） 1/2

令和5年4月時点

施設種別		主な利用者					市有施設		民間施設		計
		小学生未満	小学生	中学生	高校生 (中卒者)	18歳以上	直営施設	指定管理	公的関与が強いもの（設備に関し一定基準等を求めているもの）	公的関与が弱いもの（設備に関し特に基準等を求めているもの）	
入所施設	乳児院	○					1		3		4
	母子生活支援施設	○	○	○	○			2	3		5
	婦人保護施設	○	○	○	○				2		2
	児童養護施設	○	○	○	○	○	1		12		13
	児童養護施設（地域小規模）	○	○	○	○	○			20		20
	障害児入所施設	○	○	○	○	○	1		1		2
	児童心理治療施設		○	○			1				1
	児童自立支援施設		○	○			1				1
	自立援助ホーム				○	○			3		3
	児童相談所（一時保護所）	○	○	○	○		3				3
	ファミリーホーム	○	○	○	○	○			11		11
	ステップハウス				○	○	1		6		7
小計							9	2	61	0	72

7 子どもが利用する施設の現状（子ども青少年局） 2/2

令和5年4月時点

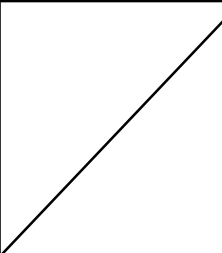
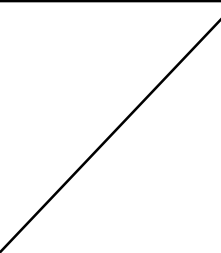
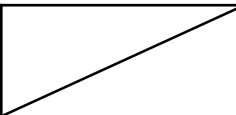
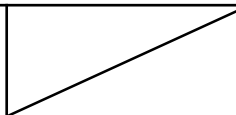
施設種別		主な利用者					市有施設		民間施設		計
		小学生未満	小学生	中学生	高校生 (中学生)	18歳以上	直営施設	指定管理	公的関与が強いもの（設備に関し一定基準等を求めているもの）	公的関与が弱いもの（設備に関し特に基準等を求めているもの）	
通所施設・事業	保育所・認定こども園	○					87		468		555
	地域型保育事業	○							206		206
	幼稚園(施設型給付幼稚園のみ)	○							33		33
	認可外保育施設（施設型）	○							243		243
	病児・病後児デイケア事業	○							23		23
	地域子育て支援拠点事業	○							62		62
	児童厚生施設（児童館）	○	○	○	○			17			17
	トワイライト		○						261		261
	放課後児童健全育成事業		○						199	8	207
	児童家庭支援センター	○	○	○	○				1		1
	児童発達支援センター	○	○	○	○		2		6		8
	障害児通所支援事業所（注1）	○	○	○	○	○			513		513
	障害児いこいの家事業	○							16		16
	学習支援事業（注2）			○	○					150	150
	ひとり親家庭の子どもの居場所づくり事業		○	○					4		4
	青少年施設		○	○	○	○		2			2
	若者自立支援事業				○	○			4		4
小計							89	19	2,039	158	2,305
入所・通所 合計							98	21	2,100	158	2,377

注1 児童発達支援（小学生未満）、放課後等デイサービス（小学生以上）を含む

注2 うち22か所は会場が重複、32か所は健福所管

7 子どもが利用する施設の現状（教育委員会事務局）

令和5年4月時点

区 分		施設数	子どもが転落するリスクがある主な箇所及び安全策の実施状況						
			教室等の外窓	廊下の外窓	渡り廊下	屋 上	外階段	外廊下 (テラス等)	体育館の キャット ウォーク
学校施設	市立幼稚園	20	テラス、廊下に挟まれた構造の窓 	格子等はないが、原則として高所 		原則、施錠管理し自由出入不可 	一定の高さの壁あり 	一定の高さのフェンス設置 	
			各園では、特定の教育活動を除き屋上など特に危険性の高い場所へ立ち入らないよう安全指導を行っている。また、手すりや窓などに昇ったり、足をかけたりしないよう安全指導も行っている。						
	市立小学校 中学校 高等学校 特別支援学校	393	特段の対策なし 	特段の対策なし 	特段の対策なし 	原則、施錠管理し自由出入不可 	特段の対策なし 	特段の対策なし 	原則、施錠管理し自由出入不可 
			各学校では、特定の教育活動を除き屋上など特に危険性の高い場所へ立ち入らないよう安全指導を行っている。また、手すりや窓などに昇ったり、足をかけたりしないよう安全指導も行っている。なお、小中特別支援学校においては、高所の窓ふき清掃は業者に委託し、児童生徒が行わないようにしている。						
不登校児適応相談施設		3	一部の窓はストッパー設置済	一部の窓はストッパー設置済	特段の対策なし		特段の対策なし	特段の対策なし	
			施設職員（相談員）による児童生徒の見守り（一人にさせない）で対応している。						
野外教育施設		3	バルコニーに面した窓	一部の窓は特殊鍵で施錠	一部の窓は特殊鍵で施錠	原則、施錠管理し自由出入不可	非常階段以外は、原則、施錠管理し自由出入不可	手すりまで一定の高さがあり乗越え困難	特段の対策なし
			施設職員（元教員等）により施設利用時の安全指導を行っている。						
計		419							

8 保育所の安全対策実施状況等（子ども青少年局）

(1) 子どもが転落するリスクがある箇所（1階：2～5歳児保育室、2階：0・1歳児保育室、遊戯室）

ア 1階

（ア） 保育室（5か所）



2歳児クラス窓（床高970mm）



2歳児クラス窓（床高800mm）



3歳児クラス窓（床高800mm）



4歳児クラス窓前棚（床高1110mm）



5歳児クラス窓（床高970mm）

8 保育所の安全対策実施状況等（子ども青少年局）

(1) 子どもが転落するリスクがある箇所（1階：2～5歳児保育室、2階：0・1歳児保育室、遊戯室）

ア 1階

(イ) 屋外（1か所）



運動場フェンス（床高1730mm）

イ 2階

(ア) 遊戯室（1か所）



遊戯室物置スペース窓（床高990mm）

(イ) 階段（2か所）



階段塀（床高1130mm）



屋外階段（床高1110mm）

8 保育所の安全対策実施状況等（子ども青少年局）

(1) 子どもが転落するリスクがある箇所（1階：2～5歳児保育室、2階：0・1歳児保育室、遊戯室）

イ 2階

(ウ) テラス、屋上遊園（3か所）



テラス柵（ヘリ床高520mm＋柵1090mm）



屋上遊園柵（床高1050mm）



屋上遊園水道

(2) 安全（防止）策の実施状況

ア 2階

(ア) 保育室、遊戯室（3か所）



0歳児クラス窓
（床高980mm＋柵660mm、すきま90mm）



1歳児クラス窓
（床高980mm＋柵660mm、すきま90mm）



遊戯室窓
（床高990mm、柵すきま90mm）

8 保育所の安全対策実施状況等（子ども青少年局）

(2) 安全（防止）策の実施状況

ア 2階

(イ) 階段（3か所）



階段転落防止柵（床高1050mm）



階段滑り止め



屋外階段侵入防止柵
（床高1120mm、すきま100mm）

(ウ) その他（3か所）



2階廊下飛び出し防止扉



テラス転落防止対策兼雨よけ



運動場屋外階段侵入防止ネット

9 令和5年度子どもの事故防止週間の取組み

(1) 啓発キャンペーン

ア 日時

令和5年7月21日(金)午前10時～午前11時30分

イ 場所

イオンモール熱田 中央入口（マクドナルド前）

ウ 内容

子どもの事故防止週間及び夏休み初日の機会を捉え、市長始め市職員が、店頭で啓発物配布、補助錠設置体験など、事故防止の呼びかけ

エ 配布物等

チラシ、ウェットティッシュ、絆創膏（こころの絆創膏）

オ 参加局等

市長、スポーツ市民局、住宅都市局、子ども青少年局
健康福祉局（啓発物品提供）

カ 報道等

令和5年7月21日(当日)16:38メーテレニュース

22日(翌日)中日新聞14面（市民版）



9 令和5年度子どもの事故防止週間の取組み

(2) 大型映像装置で転落防止の啓発画像掲出

ア 掲出期間

令和5年7月16日(日)～31日(月)

※毎日複数回(各15秒)

イ 場所

金山NAIS、市役所西庁舎1階ロビー、栄YGビジョン

(3) 子ども青少年局公式X(旧ツイッター)

ア 発信期間

令和5年7月18日(火)～21日(金) 毎日1回

※子どもの事故防止週間中の平日

イ 内容

上記の啓発キャンペーン開催を周知するとともに、子どもの事故防止に関するポストを連続して投稿

10 その他の取り組み

(1)ハウジングセンターでの啓発（スポーツ市民局）

ア 日時

令和5年11月3日(金・祝)午前11時00分・午後2時00分

イ 場所

CBCハウジング名駅北

ウ 内容

キャラクターショー前後にアナウンスによる啓発、啓発物・チラシの配布



(2)令和5年度消費生活フェア（スポーツ市民局、健康福祉局）

ア 日時

令和5年11月18日(土)午前10時30分～午後4時00分

イ 場所

オアシス21 銀河の広場

ウ 内容

市職員が、事故防止のためのアンケートを実施し、啓発物・チラシの配布

